

《令和5年度予算》都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条及び下野市都市計画税条例に基づき、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税となっています。

令和5年度の都市計画税は、これまで実施してきた土地区画整理事業や都市計画事業のために借り入れた地方債の償還金のほか、下水道事業会計負担金、仁良川地区土地区画整理事業費などの市街化区域内の整備に充当しています。

【都市計画税充当事業一覧】

(単位:千円)

予算科目			事業名	令和5年度 予算額	財 源 内 訳				
款	項	目			国 県 支出金	地方債	そ の 他		一般財源
							負担金・使用料・ 基金繰入金など	都市計画税 構成比 (%)	
8	2	1	市道維持管理事業	316,109		121,755	43,000	8.9	151,354
8	4	2	仁良川地区土地区画整理事業特別会計繰出金	338,601			81,000	16.8	257,601
8	4	3	下水道事業会計負担金	443,900			114,000	23.7	329,900
8	4	4	公園施設維持管理事業	144,058		3,573	47,000	9.8	93,485
12	1	1	市債元金償還費	3,034,000		1,224,066	196,000	40.8	1,613,934
合 計				4,276,668		1,349,394	481,000	100.0	2,446,274

※下水道事業会計負担金の予算額については、公共下水道事業のみを計上しています。